七十平方メートル以上八十平方メートル未満	千百八十一円	七百四十六円	六百二十二円	五百八十四円	五百六十一円
八十平方メートル以上百平方メートル未満	千三百八十九円	九百三円	七百六十六円	七百二十円	六百九十二円
百平方メートル以上	千六百二十円	千百四円	九百三十二円	八百七十八円	八百四十四円

第十四条第一項の表を次のように改める。

自動車の保管場所	有料宿舎の所在地の区分				
	一級地	二級地	三級地	四級地	その他の地域
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限つて設置するもの	九百五十六円	四百三十八円	三百三十六円	二百七十五円	二百三十九円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの（以下この表において「地下駐車場等」という。）	千七百九十四円	千二百七十六円	千百七十四円	千百十三円	千七十七円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの（地下駐車場等を除く。）	千九十五円	五百七十六円	四百七十四円	四百十三円	三百七十七円

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・九一（第一級又は第二級」を「〇・九二（第一級」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

附則第三条の二第一項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令附則第三条第一項及び第三条の二第一項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十六号

教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行に伴い、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第五条第一項」の下に「、第五条の二」を加え、「第二十二条まで」を「第十九条まで、第二十一条、第二十二条」に改め、同条第三項の表学長の項中「第三条第五項」の下に「、第五条の二」を加え、「、第十九条並びに第二十条」を「並びに第十九条」に改め、同表評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の項中「第五条第一項」の下に「、第五条の二第二項」を加え、「、第十九条及び第二十条第二項」を「及び第十九条」に改め、同表教授会の項中「第八条第三項及び第二十条第一項」を「第五条の二第一項及び第八条第三項」に改める。